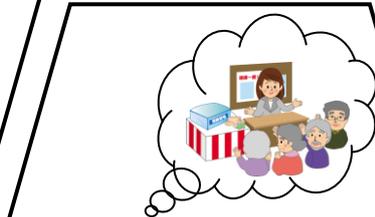


消費生活出前講座 ～講師派遣のご案内～

守口市消費生活センターでは、市民の皆さんを対象に、消費生活出前講座を行っています。悪質商法の最新手口や、契約トラブルにあわないための対処法を紹介します。地域の集会や学習会に是非ご利用ください。また、民生委員さんや福祉関係者、子ども・高齢者・障害者を見守る方々を対象にした講座もございますので、お気軽にお問い合わせください。

・身近にいる高齢者がトラブルに巻き込まれないか心配…。
何に気をつければいい？



- ・最近の悪質商法の手口を知りたい。
- ・クーリング・オフってどんなときに使えるの？

- ・マルチ商法って何？
- ・トラブル防止はどうすればいい？

ワンクリック
ネットショッピング
高額請求



講座について

- 対象：市内在住、在職、在学のグループ
 - 講話時間：30分～90分程度（ご希望の時間に合わせます。）
 - 講師：消費生活専門相談員 ●講師料：無料
- ※会場手配、会場の費用は主催者側でご負担ください。
※受講人数・講座内容等について事前にご相談ください。

開催をご希望の方は下記、消費生活センターまでご連絡ください。



●問い合わせ先

守口市役所 市民生活部 コミュニティ推進課 消費生活センター
〒570-8666

守口市京阪本通 2-5-5 守口市役所 5F 南エリア

☎ 事務所電話番号 06-6992-1337

相談専用電話 06-6998-3600 FAX 06-6998-3603